

令和7年10月

事業主各位

大阪府貨物運送健康保険組合

## マイナ保険証移行に伴う資格確認書一斉交付のご案内

平素は、組合運営に種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年12月2日以降、従来の健康保険証が使用できなくなるため、加入者の方が医療機関を受診する際は、原則マイナ保険証を利用して受診することになりますが、やむを得ずマイナ保険証を利用できない一部の方は資格確認書にて受診することになります。

先般、11月頃のご案内しておりました、資格確認書一斉交付のスケジュール等が下記の通り決まりましたのでお知らせいたします。

大変お手数をおかけいたしますが、お手元に届きましたら、開封せずに入会員の皆さまにお渡しくださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 送付対象者

令和7年10月31日時点で、当組合でマイナ保険証利用登録の確認ができない方。

※令和7年10月1日以降に資格確認書を交付した方は、有効期限が令和8年11月30日までのため、今回の一斉交付の対象からは除きます。

資格確認書交付対象者（マイナ保険証による資格確認ができない方）の例
① マイナンバーカードを作成されていない方
② マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
③ マイナンバーカードを返納した方
④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

## 2 送付する内容

- 交付対象者リスト（事業主用）
- 資格確認書（加入者用）

## 3 発送日

令和 7 年 11 月 17 日(月)発送予定

## 4 発送方法

- 長3封筒に世帯ごとに封入
- プライバシーガード便で事業所あてにまとめて送付

## 5 資格確認書の有効期限

- 令和 8 年 11 月 30 日

## 6 その他

- 宛名欄には、被保険者名が表示されています。
- 資格確認書は台紙から切り取ってご使用ください。
- 記載内容に誤りがある場合や訂正が必要な場合は、大貨健保適用課までご連絡ください。
- 令和 7 年 11 月 5 日以降の資格記録訂正や氏名変更などは、反映されていませんのでご了承ください。

## 7 健康保険証について

- 資格喪失日が令和 7 年 12 月 1 日以前の場合は、被保険者証の回収が  
必要です。なお、マイナ保険証へ移行する令和 7 年 12 月 2 日以降は  
被保険者証を回収する必要はありません。被保険者証を破棄する場合は、  
個人情報を含むものになりますのでご注意ください。

お問合せ先 適用課 TEL06-6965-4051